平成２６年（フ）第３１６号
北九州市八幡西区本城４丁目３番11号
破産者　山田　明子
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５３号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島73番地３　コーポ城東北１
破産者　益子　　満
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
熊本市中央区帯山九丁目２番38―102号　コーラルハイツ
破産者　鈴嶋　みき（旧姓田邉）
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６２号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町5345番地、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町6236番地
破産者　濵田　満文
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５５号
北海道江別市文京台南町16番地の30
破産者　深田　正俊
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１７５号
茨城県水戸市見川２丁目201番地の１　グランドメゾン高貫２号、旧住所茨城県水戸市酒門町1119番地の１
破産者　佐藤　克彦
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４６号
栃木県小山市犬塚２丁目30番地２　フラワーレジデンススナカワＣ棟202号室
破産者　外澤　敏子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２９６号
横浜市金沢区富岡西３丁目９番20―318号
破産者　長友　亮一
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８２号
横浜市中区本牧大里町９番23―312号
破産者　高橋　善春
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１号
新潟県長岡市希望が丘南６丁目13番地39、前住所新潟県長岡市希望が丘南６丁目16番地９　トモエ荘３号室
破産者　山崎由美子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
新潟県長岡市高見町4278番地、申立時の住所新潟県長岡市宝１丁目３番地３
破産者　野川　和美
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
新潟県長岡市神田町２丁目２番地14
破産者　小林佐江子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
山梨県甲府市緑が丘１丁目３番18号
破産者　滝沢　　修
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
長野県松本市野溝西３丁目４番10号　コーポ永友Ｂ106
破産者　上部　勝彦
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１７号
愛知県西尾市住崎２丁目78番地　ドエル３・１・１棟102号室
破産者　尾崎　　等
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１００３号
大阪市港区三先２丁目17番10―1425号
破産者　田中　衛子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９８２号
大阪市旭区清水４丁目４番４号
破産者　玄幸園こと大根飴本舗こと　内田　幸廣
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目12番14号
破産者　島﨑夫美代
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３２号
兵庫県尼崎市久々知２丁目２番４号フィオーレ203
破産者　倉橋　住男
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係